

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成 24 年 3 月 16 日(金) 午前 10 時 00 分～10 時 40 分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 5 番 柴田耕一、  
8 番 杉浦敏和、 1 2 番 内藤とし子、 1 3 番 磯貝正隆、  
1 4 番 内藤皓嗣、 1 5 番 小嶋克文

### 2. 欠席者

オブザーバー 議長

### 3. 傍聴者

1 番 磯田義弘、 4 番 浅岡保夫、 6 番 幸前信雄、  
7 番 杉浦辰夫、 9 番 北川広人、 1 1 番 鷺見宗重、  
1 6 番 小野田由紀子

### 4. 説明のため出席した者

市長、経営戦略 G L、  
市民総合窓口センター長、市民窓口 G L、市民生活 G L、税務 G L、  
収納 G L、  
都市政策部長、都市整備 G L、都市整備 G 杉浦主幹、上下水道 G L、  
地域産業 G L、  
行政管理部長、人事 G L、人事 G 主幹、行政契約 G L、情報管理 G L  
会計管理者、監査 G L

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第 1 号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備について
- (2) 議案第 2 号 高浜市税条例の一部改正について
- (3) 議案第 3 号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 4 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- (5) 議案第 5 号 高浜市暴力団排除条例の制定について
- (6) 議案第 6 号 新たに土地が生じたことの確認について
- (7) 議案第 7 号 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について
- (8) 議案第 8 号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第 9 号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (10) 議案第 10 号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (11) 議案第 11 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、3月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案11件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思っております

が、これに御異議ありませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。それでは、当局から説明を加えることがあれば願います。

説（行政管理部） 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第1号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備について

問(8) 住民基本台帳の一部改正により外国人住民に対する高浜市が行う事務がどのように変わるのか、教えていただきたいと思います。

答(市民窓口) 住民基本台帳法の一部改正等によりまして、外国人住民の方も住民基本台帳法の適用対象に加わることとなります。このことに伴いまして、住民票の関係では外国人住民の方に対しまして、従前の外国人登録原票記載事項証明書、これが廃止となりまして、変わりに住民票の写しが発行されることとなります。外国人登録原票記載事項証明書は市役所の本庁舎でしか交付できませんでしたが、今後住民票の写しが交付されることによりまして、いきいき広場でもその交付が受けられることとなります。また、印鑑登録の関係では登録される印鑑といたしまして、氏名に加え、通称、片仮名表記されたもので表される印鑑も登録できることとなります。

問（８） 使い勝手が少しやりやすくなるのかなというふうに思われますけども、ここでいわれている、通称ということですけども、何をもって通称と認めるのか、この辺を教えてくださいたいと思います。

答（市民窓口） 通称名の御質問でございますが、通称名につきましては日常生活で使用している、日本式の氏名でございますが、日本文字以外で登録することは適当でないというふうにされております。その登録に当たりましては、学校、勤務先の発行する身分証明書、または診察券、給与支払証明書など、日常で用いられていることが確認できれば、登録することができます。

問（８） それでは次の質問ですけども、二千人を超える外国人住民に対して、新しい制度の周知だとか、また、新たに記録される住民票の確認などをどのように行う予定なのか、教えてくださいたいと思います。

答（市民窓口） 外国人に対する周知という御質問でございますが、広報によります周知といたしまして、平成２３年１２月１日号で広報を行っております。また、現在、外国人登録の切り替え等で窓口におみえになります、外国人住民の方に対しまして、制度案内のチラシの配布、説明を行うなどして周知に努めているところでございます。さらに３月の下旬ごろに外国人住民世帯あてに制度の案内を送付することを予定しております。また、外国人住民の新たな住民票の確認につきましては、平成２４年５月７日を基準日といたしまして、その基準日以降に仮住民票を発送し、御確認をいただくことを予定しております。なお、通知が返送される場合などにおきましては、実態調査を行いまして、適正に住民票へ記録がされるように修正を行っていく予定でございます。

問（８） 外国人住民の方々に、また私も聞かれたときに、返答に困るといけないと思うことなんですが、住民基本台帳法の適用対象となり、住民票の写しが交付され、印鑑登録の関係では印鑑も登録できることになるわけですが、サインの文化の方々に印鑑登録ができるようになるということは、今後は公の書類にはサインではなくて、印鑑、実印が必要になるということでしょうか。今までのやり方と大きく変わるということなのでしょうか。

答（市民窓口） 現在、外国人住民の方が、その３割を超える方が、現在も印鑑登録をされております。この印鑑登録が必要になる場合というのが、例えば、自動車の登録、廃止、名義変更、また、不動産の売買、賃貸住宅の入居、こう

いった場合に、印鑑証明書の添付が必要になってきます。それに伴って外国人住民の方もこういった手続きを行う際に、印鑑の登録をするということが考えられます。

(2) 議案第2号 高浜市税条例の一部改正について

問(5) 今回8団体が指定されておりますけど、市内すべてのNPOの法人が指定されたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

答(税務) 今回8団体が指定されたということですが、現在、市内には愛知県から認証を受けておる団体というのが、10団体ございまして、その10団体に対しまして今回、調査、確認をさせていただきまして、結果、今回、8団体に指定をするというものでございます。

問(5) 非該当となった団体は何かございますか。どういった理由でなったのかとか。

答(税務) 非該当となった団体というのは、2団体ございまして、一団体につきましては、現在、休止中ということで、非該当となっております。もう一団体につきましては、県による認証が23年の3月ということで、一年未満であることからですね、直近の事業報告書だとか財務諸表等、必要種類が提出ができないため、非該当ということになっております。

問(5) それでは、一団体の23年度の3月というのか、一年未満の団体は、次年度は、また登録されるようになるんですか。その辺の動きは。

答(税務) 今、言われた一団体につきましては、団体のほうにもそういったことを申し上げまして、早速一年過ぎたらですね、提出をするということで、言われておりますので、近々出てくると思います。

問(12) 市税条例の中で、別に条例で定めるを別表に掲げるに改めるとなっていますか、これは定める掲げるに改めることで何か変更があるのでしょうか。

答(税務) 当初ですね、別に定めると、条例で定めるということで申し上げましたところですね、市税条例の改正の中に別表として入れ込んだほうが、わかりやすいということですね、その別表にそのまま掲げるようにさせていた

だいたいでございます。

(3) 議案第3号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市借上  
公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につ  
いて

問(15) 今回、法改正によりまして同居親族要件というものが撤廃された  
わけでありまして、この改正の背景をまずお願いいたします。

答(市民生活) 背景というところでございますが、国のほうの地方主権の一  
括法、この関係でまずかかわってきておることございまして、地域の  
自主性を高めるというところで、このあたりの改正がなされてきておるとい  
うふうに理解しております。

問(15) この背景は、今、お話ありましたけど、例えば、かなり地域によ  
っては住宅が空いているとか、今、昨今の不況によりまして、単身者であつて  
もやはり民間の住宅に入れないというような方も多分みえると思うんですけど、  
その辺のことはどうですか。

答(市民生活) 今回の部分がですね、地方の実情に応じたその判断をしてい  
くということで、委員言われたとおり、そのストックの活用、世帯向けの市営  
住宅ですとか、個人向けの、少しこじんまりしたような市営住宅がある、そう  
いったものを地域の実情に応じて、自由度を高めて使っていくと、いうような  
ものが本旨であるというふうに理解しております。

問(15) 今回、高浜市の場合においては説明がありますけども、応募率が高  
いということで、今回は、こういった要件を撤廃しないというこういったこと  
がありますけど、現在ですね、例えば、この市営住宅に関しての潜在的な待  
機者というのは何名くらい見込んでいるのか、それからまた今現在、単身入居  
者、いろんな制限がありますけど、60歳以上の方とか、ありますけど、こう  
いった方が何名、全部合わせて何名みえるのか。

答(市民生活) まず、待機者ということでは、全体的ではつかめないんです  
けども、過去の応募状況からいきますと、平成23年度が大体今、倍率が7倍  
というところで推移しております。単身の入居者状況ということでございます

が、市営住宅に143戸の入居の方がおられます。このうち単身入居の方が32世帯、率にいたしまして22.4%という状況となっております。なおこの単身入居者となっておられる方につきましては、入居当時は同居親族要件を満たしておりましたけども、その後、子どもの独立、あるいは死別等といった家族構成の変化によって、現在単身入居となっておられる方がほとんどでございます。

問（15） 今回、高浜の場合は、法改正に伴って、同居親族の要件は撤廃しないんですけども、もしこういった要件を撤廃した場合、例えば友人、知人同士でも、例えば入居できるのか、これをお尋ねしたいんですけども。

答（市民生活） やはり同居親族というか、同居の継承等々になってまいりますので、やはり身内の方、というのが一つの大前提になってくるんだろうなというふうには考えております。

問（15） 今、わからなかったんですけども、この要件を撤廃された場合、一人は住みますね、単身ですから。ではなくて、今言ったように、入居する場合に、ぜんぜん親族ではない方では無理ということですか。

答（市民生活） 単身で入居されたあとに、お友達を入れるということだと思いますけども、そういった場合に条件もあろうかと思えますけども、お友達だからいいよということではなくて、例えば身内がないので介護をするというようなことがあれば、それは可能になってくるのかなというふうには思っておりますけども。

問（15） と言いますのは、この前も特別委員会にありましたけど、借上公共賃貸住宅、今、空きが多いということで、一つの例えば、借上公共賃貸住宅においては撤廃して、例えば、結構都会のほうではやっていますけど、ルームシェアリングみたいな感じで、例えば、今、一人入っていると、そのあとに自分の友達をですね、要するに一緒に住もうという、こういうようなことは考えられないんですか。

答（市民生活） 借上公共賃貸住宅の入居率がちょっと悪いということでの御提案ということで受け止めさせていただいておりますけども、一つのやり方としてはそういう可能性もあるのかなと、部屋が比較的広いというところもございまして。その中にはいろいろとクリアしていかない課題というの、当然

出てまいると思うんですけども、今すぐに、できるかという、すぐにできるとは、この場では申し上げられないのが、現実かなというふうに考えております。

問（15） 借上公共賃貸住宅は、やっぱり入居がなかなか進まないというのは、当然、お金のほうが6万円か7万円するということで、やっぱり高いということで進まないと思うんですね。そういったことでぜひともこういった、二人住めるということになれば、金額も半分かわかりませんが、かなり安くなると思いますので、一度検討していただきたいと思います。

答（市民生活） 一つ申し添えておきたいところがありまして、今回の同居親族要件の廃止というのが、市営住宅に限っての部分でございますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

#### （4）議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

質 疑 な し

#### （5）議案第5号 高浜市暴力団排除条例の制定について

問（5） 第4条に不当な行為の防止を目的とする団体というのがあるんですけど、またそれ以後も出てくるんですけど、こういった団体とはどういったものを指しますか。

答（都市整備主幹） 第4条の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体とは、という御質問ですけども、愛知県公安委員会から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第32条の2、第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた、現在は財団法人暴力追放愛知県民会議が指定されております。現在は今、その一団体ですけども、地域住民ですとか、その職域における暴力団排除活動を行う団体が出てくれば、その都度調整していきたいと考えております。



問（５）　そういった団体は、今から今後出てくるような予定というのか、高浜の近くで動きや何かはございますか。

答（都市整備主幹）　今のところ、そういったことは、聞いてはおりません。

問（５）　それとあと、９条のですね、２項の保護者その他の青少年の育成にかかわる者ということがあるんですけど、保護者その他の青少年の育成にかかわる者とはどういった人を考えておられるのか。

答（都市整備主幹）　その他の青少年の育成にかかわる者という御質問なんですけども、現在のところ、学校でですね、中学校のほうで、薬物のお話やなんかを県警が行っておりますけど、そういったところですね、暴力団についてですね、影響を受けないようにということをお話していくっていうことを、今後ですね、成立されたら、していくというふうに考えておりますけども、それに付随してですね、そういった御協力をいただけるような施策がとれば、お願いしていきたいと考えております。

問（５）　と言うのは、要するに、保護司さんだとか、町内会だとか、そういった関係の方も含まれるということですか。

答（都市整備主幹）　青少年がですね、暴力団、高浜の場合そういった団体が、特には警察のほうからないとは聞いてはおるんですけども、保護司さん、子供にかかわるような場所ですね、そういった、将来的に暴力団予備軍になるような子たちを排除していきたいということはありますので、御協力いただけることがあれば調整をさせていただいて、お願いすることもあろうかと思えます。

問（３）　第７条の、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該許可をしないことができるものとする、と書いてあるんですけども、ここら辺、具体的に、その利用することによって利益になると認めるときというのは、どういうふうに判断していくのかなど。例えば、美術館、運動場、図書館だとか指定管理業者があるところもあれば、あとは公民館のようにまち協さんだとかが運営する所もあると思うんですけども、そこら辺はどういうふうに判断をしていくのかなど。

答（都市整備主幹）　暴力団のですね、公共施設の利用について、指定を停止するすとか利用の制限をするときは、今委員おっしゃったように、利益になる場合と認める場合という規定がございます。これにつきましては、やはり個

人でですね、救護施設ですとか、障害施設の入所ですとか、そういったような方たちを利用できないというようなことはできませんので、利益になる場合というのは、今おっしゃられたように集会施設や何かを暴力団の昇格祝いのために御祝儀を渡す行為ですとか、暴力団が資金獲得のためにディナーショーですとか、そういったようなことを開く場合は、警察のほうと協議をしながら、利用の停止のほうを進めてまいりたいと考えます。

問（３） 例えば、グラウンドで普通に野球をするという場合はOKなのですか。

答（都市整備主幹） その野球の目的がですね、暴力団全員でですね、やる場合という、その周囲に対して威嚇行為みたいなふうに写る場合は、問題はあると思うんですけども、その内の、例えば、公園を歩くですとか、そういったようなレベルと同様の場合は、スポーツをグラウンドでされるというのは止められないのかなというふうに考えます。

問（３） 第11条に、この条例の定めるもののほかに、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めると、あるんですけども、今後、施行規則とかいう部分というのは、つくられてくるのかなと思うんですけども。

答（都市整備主幹） 委員が今、おっしゃったようにですね、今のところは、施行規則のほうはつくることは考えておりません。随時もし必要な条項や何かがありますね、なってきた場合は定めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

問（３） 例えば、市民の方とかが迷われたときというのは、どういうふうに判断していけばいいんですか。

答（都市整備主幹） 迷われた方。暴力団の方がですね、例えば、公園を利用されていると、そういった場合にですね、やはり我々でもその行為が利益になっているのかどうか、団のですね、そういった場合は警察のほうに協議をさせていただきまして、そういった場合が該当に当たるのかどうか、市では、その暴力団の活動に関する情報はあまりございませんので、議決をいただきましたら、警察のほうと情報共有の合意書を結ばさせていただきますので、その中で進めてまいりたいと考えております。

問（３） ちょっとよく理解ができないんですけども、例えば、指定管理業者さんだとか、まち協の方々が暴力団なのかなと思ったときに、市に確認を取っ

ていけばいいということですか、それとも警察に直接電話をするということ。  
答（都市整備主幹） 今、暴力団風の方が施設利用に来た場合どうしましょうかというお話なんですけども、これにつきましては、委員おっしゃったように、市のほうに連絡していただいても結構ですし、警察のほうも、そういった受け入れ体制はとっていただけるということでありますので、その辺は今後、そういった施設のほうとですね、御議決をいただきましたら、進めさせていただきたいと考えます。

問（12） 第5条に、市民との責務で暴力団の排除に自主的にかつ相互に連携して取り組むよう努めるとともにと、云々とあるんですが、自主的にかつ相互に連携して、市民が暴力団とわかっている人に対してなかなかこういう、暴力団排除に動くということは少し大変というか、なかなかできにくいのではないかなと思うんですが、市民とは先ほど出ました暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署といろいろありますので、こちらはできると思うんですが、この第5条の1について、どのように取り組めばいいのか、そのあたり考えてみえるところがあれば教えてください。

答（都市整備主幹） 相互に連携してということ、第5条の規定なんですけども、組織的に活動する暴力団に対してですね、委員がおっしゃったように、やはり立ち向かっていくと言うのは大変だと思います。この第5条の規定につきましては、市民が一丸となり暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を定めたものでございますので、実際ですね、実務的というか、そういうのを見かけたら、やはり情報提供していただいて、それをどうしていくかということは、行政と連携してですね、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

問（12） 第8条に、不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、というのがありますが、これは、先ほど出ました第4条でしたかね、同じような団体と考えていいのかどうかということと、第9条の2のところ、市は保護者その他の、というのがありますが、最後のほうに、その他の必要な支援を行うものとする、とあるんですが、どのような支援を考えてみえるのかをお示してください。

答（都市整備主幹） 団体につきましては、先ほど4条で御説明したとおりで

ございます。それから、その他、必要な支援ということでございますけども、これにつきましては、市、教育委員会、公安委員会などの関係機関が連携して青少年の保護者、青少年関係指導者に対し、暴力団の現状や暴力団犯罪の実態を理解させて、暴力団の排除を啓発をしていくということを考えております。

問（15） 先ほどですね、第5条の市民との責務に関しましてですね、暴力団の排除ときますと、いかにも何か、市民のほうで積極的に何かやるような感じを受けるんですが、この第3条にですね、暴力団の排除というところですね、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと、暴力団と交際しないこと、これがですね、排除の説明というか、規定ととらえていいんでしょう、これ。定義ととらえていいんでしょうか。

答（都市整備主幹） 委員がおっしゃるとおり、基本理念で、今の3条を定めておりますので、そういったことでございます。

問（15） ということは、市民の責務としては、今言ったこの3項目を守っていくという、これが要するに市民としては排除につながっていくということですね。これが。

答（都市整備主幹） はい、そのとおりでございます。

#### （6）議案第6号 新たに土地が生じたことの確認について

質 疑 な し

#### （7）議案第7号 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について

質 疑 な し

(8) 議案第8号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

問(12) 年間、いくらぐらい減額になるんでしょうか。

答(人事) 年間での影響額というところでございますけれども、まず、市長におきましては、本来の給料月額が90万1,000円でございますけど、20%減額の72万0,800円となりまして、月額18万0,200円の減となります。したがって、年額では216万2,400円の減というところでございます。副市長のほうにおきましては、本来の給料月額が74万9,000円のところ、10%減額の67万4,100円となりまして、月額7万4,900円の減、年額では89万8,800円の減。したがって、二人の合計といたしましては、年間で306万1,200円の減というところですよ。

問(3) 提案理由の現下の社会経済情勢にかんがみ、とあるんですけども、これは、市だけの話になるのか、全国的にという社会経済情勢というふうにとらえていいのか、どちらになるんですかね。

答(人事) 社会情勢というところでございますけれども、高浜市を含めて全国的な情勢というところでございます。

問(3) 高浜市を含めて全国的ということは、高浜市が、例えば、企業誘致ができてきて活性化されてきてても、日本全国的に社会情勢がよくないという形であれば、これはこのまま減額を続けるということでもいいわけですか。

答(人事) 今回の非常勤特別職の給料の特例でございますけれども、市長、副市長の強い思いというところでございますので、それは、そうなった時には、また市長が考えて、減額するかどうか判断いただくことになろうかというふうにございます。

(9) 議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

(10) 議案第10号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部  
改正について

質 疑 な し

(11) 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

質 疑 な し

委員長 以上で付託された案件の質疑が終了いたしました。これより採決をいたします。

《採 決》

(1) 議案第1号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整備について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第2号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第3号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例及び高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第5号 高浜市暴力団排除条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第6号 新たに土地が生じたことの確認について

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第7号 公有水面埋立てに伴う町の区域の変更について

挙手全員により原案可決

- (8) 議案第8号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (9) 議案第9号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (10) 議案第10号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (11) 議案第11号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

挙手全員により原案可決



委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶  
委員長挨拶

終了 午前10時40分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長